魚沼市空家等解体補助金

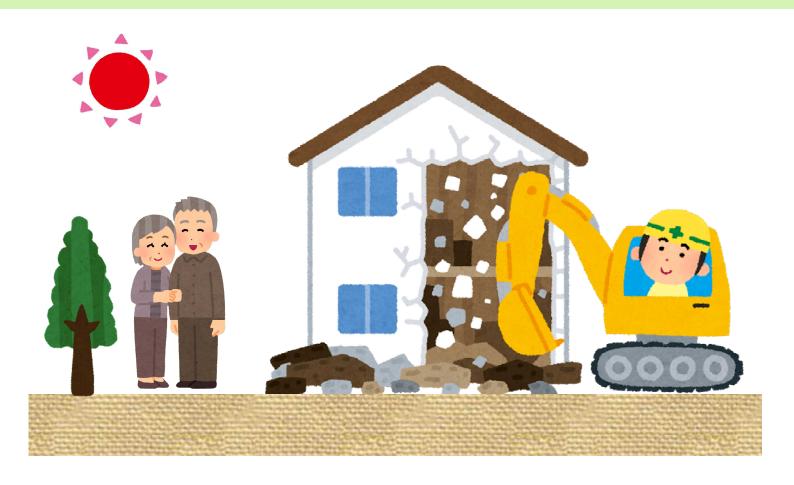
管理不全な状態となる空家等を抑制するため、 空家等の解体費用の一部を補助します。

最大50万円

空き家の解体

に補助金を交付します

~ この機会に、古い空き家を壊しませんか ~



お問い合わせ

魚沼市 地域創生課 ☎025-792-9752

自治振興係

※詳細は裏面若しくは QR コードで⇒



~ 魚沼市空家等解体補助金について ~

◆制度の概要

対象 空家等 次の全てを満たす空家等

- ①公共事業等の補償の対象となっていない建築物
- ②建て替えを目的とした解体ではない建築物
- ③1年以上居宅その他使用がされていないことが常態である建築物又は所有 者等が今後居住等しない建築物

空家等の所有者又は相続人

補助 対象者

※ただし、補助対象者のほかに所有権を有する人及び所有権以外の権利が設定されている場合、当該建築物を除却することに関し、全ての所有者及び権利者の同意を得ていることが必要になります。

なお、上記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、補助金を受けることはできません。

申請する世帯所得(各種所得控除前の所得税課税所得金額)が 1,000 万円以上の世帯

対象 工事

次の全てを満たす工事

- ①原則として、敷地全体を更地の状態にする工事
- ②市内に本店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主が行う工事
- ③他の同種の補助金等の交付を受けていない工事
- ④補助金を申請する年度内に完了予定の工事

補助額

最大50万円(解体工事費の2分の1)

- ※解体工事費が 100 万円以上の場合の補助額は 50 万円となり、100 万円未満の場合の補助額は解体工事費の2分の1(千円未満は切り捨て)です。
- ※予算額を超えた場合は交付できませんので、ご了承ください。

その他

- ①交付決定を受ける前に着手した工事は、本補助金の対象となりません。 補助金の交付を受けるには、事前申請が必要です。
- ②建築物を除却することにより、翌年度から土地にかかる固定資産税が増加 になる場合があります。

受付期間 令和5年7月10日から令和5年8月15日まで